

## 議 事 内 容

- 局長 第 97 回常設審議委員会の定刻となりました。  
はじめに、大園会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第 97 回常設審議委員会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 18 名に対し 15 名の出席をいただいております。  
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 また、先月の委員会で、〇〇市の案件について確認事項がありましたので、〇〇農業委員会事務局より報告をお願いします。
- 〇〇農業委員会 (先月の案件について報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・3 件のほか、「農地中間管理事業の推進に係る要請書(案)について」を議題としています。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇・〇〇委員と〇〇・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。  
一括上程しますので、内容について、〇〇農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会の案件について、農業会議事務局からお願いいたします。

農業会議事務局 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1～5-3について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係3件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の工場の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 8ページに土地の利用及び施設の概要を書かれていますが、実際今回転用が行われる部分は駐車場と道路に当たるところでしょうか。10ページ11ページの図を見ると、これは駐車場と道路に当たるのかなと思っておるんですけど。

〇〇農業委員会 駐車場、通路、緑地帯となります。12ページの航空写真をご覧ください。黄色の枠が申請地となりますので、ここが駐車場ということになります。

〇〇委員 面積は3,745㎡となっていますよね。駐車場や通路でどのくらいというのがこの内容から見にくいんですけど、そこら辺はどうなっています

か。以前のところの駐車場の分の面積も数字には入っているように見えるんですけど。

〇〇農業委員会　この申請地の内訳としまして、新しく駐車場として整備されるのが121台分で1,515㎡、緑地帯が607㎡、それ以外が通路外ということになります。

〇〇委員　はい、分かりました。

議長　他にございませんか。

〇〇委員　12ページの航空写真を見ると、申請地は駐車場とのことで、既存敷地にも駐車場はありますがどう拡張するのですか。

〇〇農業委員会　この申請地の黄色の枠のすぐ左上のところに駐車場のスペースがありますが、こちらの方に新しく工場を建てることになりまして、それで95台分の駐車スペースがなくなります。この95台分のスペースと、新しく従業員さんも増やす計画ということなので、新従業員さんの分を合わせたところで、申請地に121台分整備されるということになっております。

〇〇委員　分かりました。

議長　他にございませんか。

委員一同　（意見・質問等なし）

議長　ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員　（全員挙手）

議長　全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長　次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員　18ページで説明をお願いしたいと思いますが、令和2年7月許可、令和4年7月許可とあって、今回黄色のところは申請地ですが、その途中は何ですか。田圃でしょうか。

- 〇〇農業委員会      この部分は現状は田なんですけれども、水はけが悪いということで、所有者ご本人の意思で畑に変えたいとのお話があります。
- 〇〇委員            令和 2 年 7 月建売分譲住宅、令和 4 年 7 月建売分譲住宅とありますが、また建てるということですか。
- 〇〇農業委員会      この 2 ヶ所は既に家が建っている状態になります。東側の令和 2 年 7 月許可の部分の南側辺りにちょっと農地が残ってるかと思えますけれども、こちらに関しては今回また新たに分譲住宅の申請がありますので、こちらも譲建売分譲になる予定となっております。
- 〇〇委員            農地区分のことでお尋ねなんですけど、該当地は 2 種農地と 3 種農地という説明がありましたが、参考事項で土地改良区の同意する旨の意見書添付ということで、そもそもここは土地改良事業用地として利用されていた土地なんですか。
- 〇〇農業委員会      土地改良区というのが水関係のお話でして、圃場整備はあっていないところになります。水田に関しましては、全て土地改良区の同意をもらっております。
- 〇〇委員            分かりました。
- 議長                他にございませんか。
- 〇〇委員            図面を見た限りでは畦が境ではなくて、申請地の上は水田で、下は畑として残されるということですが、分筆をされるわけですか。
- 〇〇農業委員会      畦が筆の境とは違うところに入っています。北側も南側も既に分筆をされておりまして、現状は分かれたようには見えないんですけど、実際筆は別々です。
- 議長                他にございませんか。
- 委員一同            (意見・質問等なし)
- 議長                ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員      (全員挙手)
- 議長                全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係3件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

〇〇委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

〇〇委員 太陽光発電について、国が調べた結果、全国的に大体43%欠陥品が見つまっているという報告があるそうです。〇〇市からの報告で開発許可がいないとのことでしたが、土砂崩れとかため池が汚れるとかの問題も出ているし、どこかで考えないといけないと思います。

〇〇委員 〇〇市では、1,000㎡以上の太陽光の開発の時には、環境課に届出を出すようになっていきます。農業委員会では農地じゃないと何も言えませんので、条例で環境課で対応するようになっていきます。

〇〇委員 以前から太陽光パネルの処分が問題になっていましたが、それで〇〇市では要綱は作っていたんですが、〇〇市や〇〇市が条例というきちんとした形で作ってあったものですから、後処分の問題まで規制をかけられるように、今度の6月に条例を出す準備を進めております。農業委員会だけじゃなくて、庁舎内で都市計画とか建設、そういう関係部署が寄ってその条例を共有するような形でやっております。それでいろんな設置に関しての規制なり、業者が仮に転売したという時も履歴を追えるように、少なくとも我々だけでもせんといかんねという話をした結果、そういうふうになりました。国の方も今、森林法とか何とかでやっと進んでいるようでございますので、できたら農業会議事務局としても、こういう話が出ていることを県の行政担当の森林なり農地整備課なりに伝え

ていただいて、ぜひ会長さんにはお骨折りいただいて、行政の方に我々の声をつぶさに伝えていただいて、善処いただきたいなと思います。

議長

それでは、審議の都合もありますので次の進めたいと思います。

「農地中間管理事業の推進に係る要請書（案）」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

（資料2により説明）

議長

皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

4月の定例総会を開いた時に、中間管理機構からチラシを配布するよう言われたと事務局から聞いたんですが、もう裏面に1%取りますと出ていました。うちは市長から農業委員会に新年度の挨拶を受けた時に、まだこれは検討中です、これについてはもう少し対応したいということで市長が言われたので、チラシは白紙になるかもしれない、配りなさんなということで言ったのですが。

〇〇委員

地域計画の推進もしないといけないので、農協の座談会をお借りして、集落毎にどうなるかって話をした時に、ものすごく反対とかもうしないとかの抵抗があるから、こういうふうに、もう少し丁寧に予算も含めてやりましょうっていう提案を我々は言っております。県議さん達にも、特に〇〇はもうどなたにも行政活動をしたところです。会長さんの方でも市町の動きを繋いで改善すべきところはしていただきたいと思えます。

〇〇委員

市長と会う機会がありましたので、市長会でこの件について問題として出ましたかとお尋ねしました。そしたら一応出たけれども、自分の感覚では8割の人は無関心だと。本当は生産者から取るというのは、農業政策上は芳しくないという認識は持っているわけです。そういった中で、国会議員に対して要望書を出すのは非常にいいことだと思いますけど、佐賀県自体の議員が問題意識を共有してないんじゃないかなと。私達はいろいろ言っていますが、浸透していない感じを受けます。大問題であるということをもっと幅広く伝えて、もっと練らないとおかしいと私自身思うわけですね。県議会議長に対してそれを出すとか、知事に対して出すとか、幅広く球を打っていかないと当たらない気がします。ある議員さんにお話したところ、農議連の今年の第一のテーマにしますという話までしていただいています。その中であって、同じ方策として人が足らん予算が足らんのであれば、3分の1県が持って、3分の1JAが持って後を各市町が法令外負担で持つなど、そういう形でたたいて収まることを決めていかないと、いきなり農家に1%負担というのは、しかも九州でどこも取っていないのに佐賀県が取るのは拙速でもあり、あま

りにも無責任という感じがしますので、こういう意見が出たというのを公社に繋いでいただきたいと思います。市町窓口にいきなりチラシを置いて、手数料ありきで進めるというのは農家に対して上から目線で、公社が仕事をしてやってるからよかろうもんと言っている感じがします。

〇〇委員

先程言われましたように、農業議連の今年の第一の議題として働いていくということを約束してもらって、3月26日には農業議連が農水大臣まで要請書を持って行かれています。議長とか、知事にはまだ言っていませんので、そういう宿題をいただきましたので、議長に申し入れをする、さらに知事にも申し入れをするという動きについては今後検討してみたいと思いますし、議会としましても精一杯させていただきたい。皆さんの声を伝えるのが私達議員の役目でございますので、そういう活動をさせていただきたいと思います。

局長

補足ですけれども、議員連盟でも行っていただいたという話も聞きましたし、それと5月の政府予算提案というのがありますので、その折に県の方からは知事以下要請文を作って、この体制強化について話をしていくというふうに私の方も伺っているところでございます。先程から皆さん方から意見があったことについては、事務局同士でもしっかり伝えまして、どういう形になっていくのか、この予算確保ができれば次の展開が見えてくることもあるだろうと思いますので、まずはこの要請をしっかりとやっていくというのが一番大事だと思いますので、皆さんと一緒に5月末に行く折には精一杯訴えかけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局

(資料3により説明。)

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

局長

皆さま、お疲れさまでした。  
今回は5月15日になりますので、ご予約をお願いします。

14時45分